

地域産業6次化ステップアップ強化事業

(売れる6次化商品づくり実践事業(ハード事業))

実施要領

「地域産業6次化ステップアップ強化事業(売れる6次化商品づくり実践事業(ハード事業))」については、福島県農産振興事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)、福島県農産振興事業事務取扱要領、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号)に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

第1 事業の目的

東日本大震災及び原子力災害からの復興に取り組んできた本県農林水産業が、地域に根ざした基幹産業としてさらに歩みを進めるためには、既存の枠組みを超えて、6次産業化の推進や2次産業、3次産業との異業種間連携等が必要である。

本事業においては、農林漁業者等が異業種と密接に連携して行う競争力ある新商品の製造に取り組む体制づくりの支援を行い、もって本県地域産業の活性化に資することを目的とする。

第2 事業の内容等

事業区分、事業実施主体及び補助対象経費は、別表に定めるものとする。

第3 補助

福島県知事(以下「知事」という。)は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより、事業実施主体に対し補助するものとする。ただし、交付額は千円単位とし、千円未満の額は切り捨てることとする。

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は単年度とする。

第5 事業実施の手続き

1 事業実施計画の承認等

- (1) 事業実施主体は、実施計画承認申請書(別記様式1)及び事業実施計画書(別記様式2)を作成し、知事に提出する。
- (2) 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は1部とし、その提出期限は別に定める。
- (3) 知事は、事業実施計画の審査を行い、適当と認められるときは、事業実施主体に対して事業実施計画の承認を行うとともに、承認結果を通知する。
- (4) 知事の承認を受けた事業実施主体は、交付要綱第3条に定める申請をすることができる。

2 事業実施計画の変更

事業実施主体は、交付要綱第6条に定める申請を行う際には、変更箇所を二段書きした事業実施計画書（別記様式2）を添付すること。

第6 補助の取り消し

知事は、事業実施主体が次の各号に該当するときは、この補助の全部又は一部を取り消すことができる。

- 1 事業実施主体が所定の期日に業務を遂行しないとき。
- 2 事業実施主体が明らかに業務を遂行することができないと認められるとき。
- 3 事業実施主体が解除を申し出たとき。
- 4 事業実施主体又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 5 事業実施主体が次のいずれかに該当するとき。
 - (1) 役員等（民間団体の役員又は支所の代表者をいう）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第7 事業実績報告

事業実施主体は、事業実績報告書（別記様式2）を交付要綱第10条に定める実績報告に併せて知事に報告する。

第8 成果確認検査

知事は、事業の検査確認に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて行うものとする。

第9 事業完了後の成果報告

補助事業者は、事業終了年度の翌年度以降3年間、毎年、各決算期の終了日（半年決算の事業者にあつては、下半期の決算の終了日）の翌日が属する年の7月末日までに地域産業6次化ステップアップ強化事業補助金成果報告書（別記様式第4）を知事に提出しなければならない。

第10 交付決定事業の公開

知事は、事業実施計画の承認を行った事業実施主体の事業実施主体名、事業内容及び補助額を公開することができる。

第 11 ふくしま地域産業 6 次化ネットワークへの加入

事業実施主体は、自らの加工技術の向上及びビジネスマッチングの機会創出のため、各農林事務所等に事務局を置く、ふくしま地域産業 6 次化ネットワーク（地域産業 6 次化に取り組む実践者等によるネットワーク組織）への加入に努めなければならない。

第 12 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表

事業区分	事業実施主体	事業内容	補助対象経費
売れる6次化商品づくり実践事業	福島県内に本拠を置く農林漁業者等(*1)で、法人格を有する者又は申請時において認定農業者(*2)である者、認定新規就農者である者(*3)。	県産農林水産物を活用した新商品を自ら生産開始又は生産拡大するために必要な加工機械等を整備する事業	(1) 左記商品を生産開始又は生産拡大するために必要な加工機械等の整備に要する費用(建物及びその附帯設備を除く) (2) 上記(1)の加工機械と一体的に使用する備品等(単なる消耗品を除く)

(*1) 農林漁業者等：農業者、林業者、漁業者、農業者等を含む組織、団体又は県産農林水産資源を活用した商品・サービスの提供を行う者をいう。

(*2) 認定農業者：農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号）に規定する認定農業者である者をいう。ただし、認定農業者であって法人格を有しない者については、本事業が農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画に基づく場合に限る。

(*3) 認定新規就農者：市町村長から農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号）第14条の4に規定する認定を受けた者をいう。ただし、認定新規就農者であって法人格を有しない者については、本事業が農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画に基づく場合に限る。